

大阪市告示第536号

平林四号池中地区土地区画整理事業の施行認可準備のため、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第51条の7第1項の規定に基づき、施行地区となるべき区域の公告申請があったので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第68条の規定により、その区域を表示する図面を次のとおり縦覧に供する。

令和7年4月11日

大阪市長 横山英幸

1 縦覧期間

令和7年4月11日から令和7年4月24日まで

2 縦覧時間

午前9時から午後0時15分まで及び午後1時から午後5時30分まで

3 縦覧場所

大阪市北区中之島一丁目3番20号 大阪市役所7階

都市整備局市街地整備部区画整理課

（土曜日、日曜日は庁舎内駐車場を閉鎖していますので、当該駐車場の利用はできません。公共交通機関をご利用ください。）

（都市整備局市街地整備部区画整理課）